

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月14日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第5号

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第15条前段中「、第2条の2、第3条、第6条」を「から第3条まで、第6条第1項」に改める。

別表第4⁽²²⁾の項を次のように改める。

(22)	配偶者が出産する場合で、当該配偶者の出産予定日から起算して8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までにおいて、次に掲げる者の養育を行うとき。 (1) 当該出産に係る子 (2) 前号に掲げる者以外の者であって、小学校の始期に達するまでの子（当該配偶者の子を含む。）	当該期間内において5日以内でその都度必要と認められる期間
------	---	------------------------------

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)